第１号様式の別紙１（第５条関係）

桑折町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

１　福島県地方就職学生支援事業及び桑折町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び桑折町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「桑折町地方就職学生支援事業補助金交付要綱」に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）地方就職支援金の申請日から１年以内に桑折町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に桑折町に住民票がある場合を除く。）：全額

（４）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に、支援金を受給した市町村から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満に桑折町以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に、支援金を受給した市町村から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に桑折町以外の市区町村に転出した場合：半額

年　　　月　　　日

桑折町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名